



**多重債務でお困りではありませんか。
借金は必ず解決できます。一人で悩まず相談を！**



9月～12月『多重債務者相談強化キャンペーン2023』実施中です。

深刻な社会問題である多重債務問題を抜本的に解決するため、内閣に設けられた多重債務者対策本部と、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会及び日本司法支援センター（法テラス）の共催で、全国の地方公共団体等における相談体制の強化についてのキャンペーンを実施しています。

借金でお困りの方は、一人で悩まず、消費生活センターにお電話をください。

多重債務者相談強化キャンペーン2023

借金に関する無料法律相談会

弁護士が無料で
相談に応じます

庄内消費生活センター会場の無料法律相談会

11月24日（金）

開催時間：午後1時から午後3時まで

1枠あたり概ね40分

事前予約制：締切り11月23日（木）午後1時

予約は庄内消費生活センターへ

（電話0235-66-5451）

秘密は守られます。
安心して相談して
ください。



限られた時間の中で効率的な相談を行うために、事前に専門の相談員が聞き取りをして相談内容をまとめ、相談者様ご自身にも状況の再確認をしていただきます。返済状況によっては過払い金が発生し返還請求ができる場合もあるため、返済済みのものも申告してください。

庄内消費生活センターでは、キャンペーン期間内外に関わらず、借金に関するご相談を承っております。

個人情報情報は外部に漏れません。安心して気軽にご相談ください。



山形県消費生活センター
キャラクター ケロちゃん



消費者トラブルにあった場合は、次のところまでお電話ください。

☎ 消費者ホットライン『188』 → 最寄りの消費生活センターにつながります。

（土日祝日は国民生活センター対応：午前10時～午後4時受付 ※年末年始を除く）

☎ 上記時間外は警察相談専用電話『#9110』へ（24時間対応）

ネット通販

「最終確認画面」必ずチェック!



「注文内容が変わっている」のに気づかないことも!

事例 インターネットで、「定期購入ではありません」「いつでも解約可能」「初回2000円」と表示された美容液の広告を見て注文したが、注文直後に表示された「特別割引クーポン」を利用したことで、いつの間にか「定購入コース」の契約に変更されていた。販売業者に解約したい旨を電話したところ、定期購入コースに変更して申し込んでいるので、4回総額4万円分の商品を購入しないと解約できないと言われた。割引クーポンは利用したが、コースを変更した覚えはなく、納得できない。

特定商取引法で、事業者は「最終確認画面」で注文内容を明確に表示することが義務づけられています。誤認させる表示により申し込みをした消費者は、契約を取り消すことができます。(令和3年改正、令和4年6月1日施行)

★注文前に必ず「最終確認画面」を確認しましょう。

- 定期購入が条件になっていないか
- 定期購入の場合、継続期間や購入回数が決めていないか
- 支払うことになる総額はいくらか
- 解約や返品はできるか、条件はあるか
- 解約の方法、連絡先



★トラブルになったときのために「最終確認画面」をスクリーンショットなどで記録しておきましょう。

★「利用規約」「特定商取引法に基づく表記」の内容も必ず確認しましょう。



消費生活無料法律相談会開催日

- ・11月8日(水) [午後1時30分から]
- ・12月6日(水) [午後3時30分まで]

※相談時間はお一人様30分となります。事前予約制となっておりますので、庄内消費生活センターまでお問い合わせください。

庄内消費生活センター

東田川郡三川町大字横山字袖東19-1 (山形県庄内総合支庁内)

《開設時間》 午前9時～午後5時 (土日祝日・年末年始を除く)

《電話番号》 0235-66-5451

※来庁の際は事前にご連絡ください(要予約)。

★消費者ホットライン(188)もご利用ください

1人で悩まず
相談してケロ!



交通事故相談所も併設しております。交通事故でお困りの方はご相談ください。
山形県交通事故相談所 庄内支所 TEL: 0235-66-5452